

平成 29 年 5 月 22 日	資料 4
第 3 回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会	

平成29年2月17日	資料2
第7回健康日本21（第二次）推進専門委員会	

健康日本 2 1（第二次）の中間評価の方法

1. 評価、検討の方法について

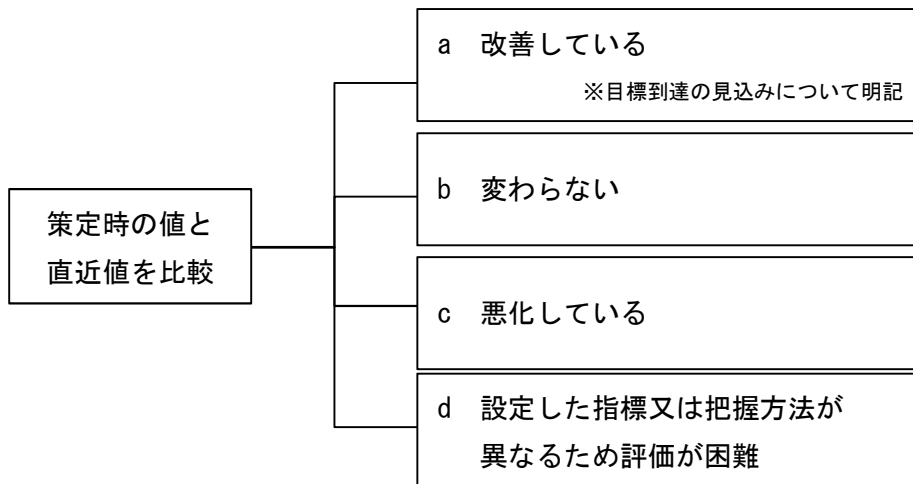
〈基本的考え方〉

目標に対する実績や取組の評価を行うとともに、その評価を通して値の動きや特徴的な取組について“見える化・魅せる化”する工夫を行う。

これらの評価結果を踏まえ、今後の社会状況の変化等も見据え、重点的に取り組むべき課題を検討する。

(1) 目標に対する実績値の評価方法について

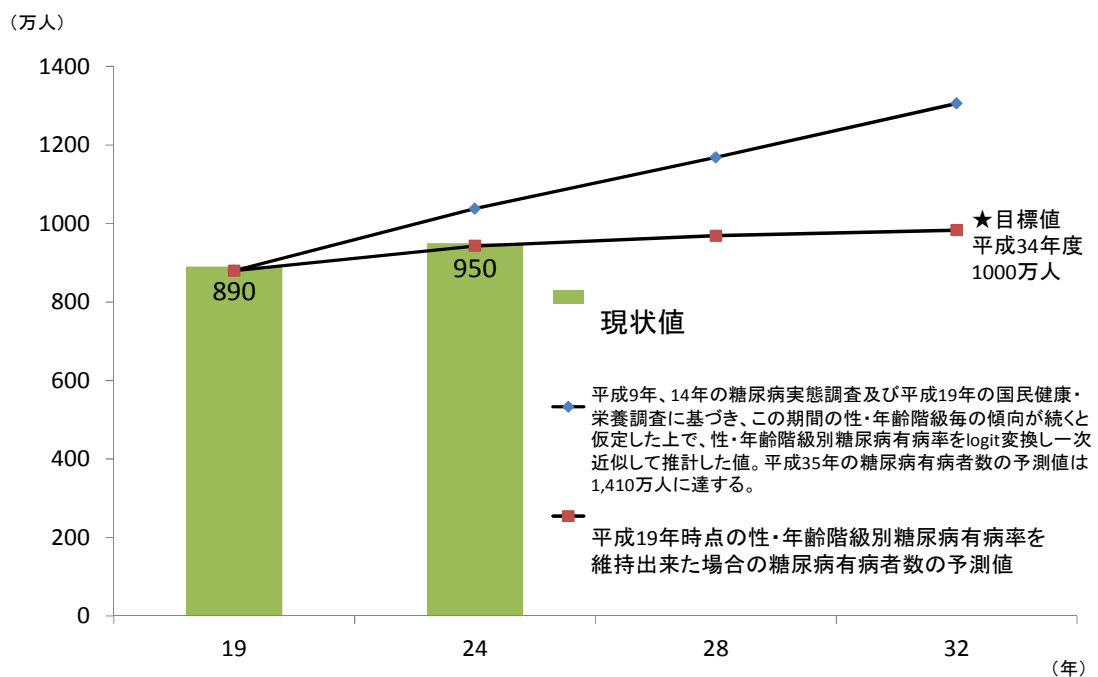
- 指標（53項目）について、計画策定時の値と直近の値を比較し、分析上の課題や関連する調査・研究のデータの動向も踏まえ、目標に対する数値の動きについて、分析・評価を行うこととしてはどうか。
- 具体的方法としては、以下の①～②の手順で、分析・評価を行うことかどうか。
 - ① 直近値に係るデータ分析
 - ・直近値が、目標値に対してどのような動きになっているか、留意点を含み分析。
 - ② 評価
 - ・直近の実績値が目標に向けて、改善したか、不変または悪化した等を簡潔に記載。
- 分析・評価の結果については、指標ごとに、別添の「評価シート」に記載することかどうか。(P.6「参考1」参照)
- 上記②の評価については、目標に向けて、改善したか、悪化したか等を簡潔に記載した上で、以下のとおり、a, b, c, dの4段階で評価することよいか。あるいは、a, b, c, dの4段階で評価はせず、記述的评价にとどめることよいか。



- また、目標に対する実績値の動きについて、目標とする値が、一定程度の抑制を図ることを予測して設定されている場合は、その予測された値の動きと現状値の動きがわかるように示してはどうか。

例えば、糖尿病有病者数の予測値と現状値（実績値）の動きについて、以下の図のように示すことでどうか。

糖尿病有病者数の予測値及び現状値



(2) 諸活動の成果について

- 国、自治体、企業や団体の取組で、特徴的なものを整理し、評価を行うこととしてはどうか。
- 例えば、国について、健康寿命の延伸や健康格差の縮小に関し、以下のような様々な動きがみられることから、こうした動きについて、整理することでどうか。

[政府全体の動き]

・日本再興戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）

日本経済の再生に向けた「3本の矢」のうち3本目の矢である成長戦略「日本再興戦略- JAPAN is BACK-」が閣議決定され、成長実現に向けた3つのアクションプランの1つである「戦略市場創造プラン」において、『国民の「健康寿命」の延伸』がテーマの1つとされ、①効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会、②医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会、③病气やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会の実現を目指すこととされた。

・健康・医療戦略（平成 26 年 7 月閣議決定）

健康医療戦略の基本理念である①世界最高水準の技術を用いた医療の提供（医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化により世界最高水準の医療の提供に寄与する）②経済成長への寄与（健康長寿社会の形成に資する産業活動の創出及びこれらの産業の海外における展開の促進その他の活性化により、海外における医療の質の向上にも寄与しつつ、我が国経済の成長に寄与する）に則り、戦略を策定。

・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月閣議決定）

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプランを策定。一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向として、ライフワークバランスにつながる長時間労働の是正、高齢者の就労促進が掲げられている。

・子供の貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年 6 月 26 日法律第 64 号）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

・生活困窮者自立支援法（平成 25 年 12 月 13 日法律第 105 号）

生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

[省内等の動き]

・保健医療 2035 提言書（平成 27 年 6 月保健医療 2035 策定懇談会）

既存の取組を総花的に並べるものではなく、20年後を視野に入れたビジョンを構想するために、2035年を展望した上で、保健医療において守るべき基本理念や価値観、求められる変革の方向性について検討。

未だかつて誰も経験したことのない少子高齢社会を乗り越え、日本が更に発展し、世界の成熟をリードすることで尊敬を集めるための新たなビジョンを国内外に向けて提示し、その具体的な改革を進めていくための方向性を示す提言。

・「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）（平成 29 年 2 月 7 日「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部取りまとめ）

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして、予算による対応に加え、平成 29 年の介護保険制度の見直し、平成 30 年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには、平成 30 年度の生活困窮者支援制度の見直し等を視野に入れ、2020 年代初頭の全面展開を目指し改革を実行。

〔民間主導の活動体による取組〕

・日本健康会議（平成 27 年 7 月発足）

少子高齢化が急速に進展する日本において、国民一人ひとりの健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもと実効的な活動を行うために組織された活動体。経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実現していくことを目的とする。平成 28 年に、「健康なまち・職場づくり宣言 2020」を採択（2020 年までの数値目標を設定）。

○自治体、企業や団体の取組については、健康格差の縮小に向けた取組や社会環境の整備といった健康日本 21（第 2 次）での特徴的な取組、スマート・ライフ・プロジェクトで成果のあがっている取組を整理することでどうか。

○特に、健康格差の縮小に向けた取組や社会環境の整備については、複合的な取組が一体となって進んでいくので、主要な対策については取組全体が理解できるような整理をしてはどうか。

例えば、社会的環境の整備の取組例では、①法制度を含めた環境整備として、健やかなところを支える社会づくりの推進、②企業主体の取組を促進する環境整備として、企業活動を通じた減塩しやすい社会環境づくりの推進、③地域格差の縮小を目指した環境整備として、地域格差の解消を目指したう蝕予防対策の推進などがあるが、取組全体の構造がわかるように示し方を工夫し、整理することでどうか（P.7~10「参考 2」参照）。

○また、循環器疾患、糖尿病、こころの健康、栄養・食生活、歯・口腔の健康等の領域ごとに、指標全体の評価とともに関連した取組を整理し、今後の課題を検討することとしてはどうか。（P.6「参考 1」参照）

(3) 今後取り組むべき課題について

- 実績値の評価、諸活動の評価を踏まえつつ、今後の社会状況の変化を見据え、重点的に取り組むべき課題について検討し、整理していくことかどうか。また、取り組むべき課題には、研究もその一つとして含めてはどうか。

指標(目標項目)ごとの評価シートの例

目標項目 ○○○○○○○○○		
目標値	策定時のベースライン値 (平成○年 △△調査)	直近の実績値 (平成×年 △△調査)
コメント		
①直近値に係るデータ分析 ・直近値が、目標値に対してどのような働きになっているか、留意点を含み分析。	ベースライン値と直近値の分析、 特徴(性、年齢など)を踏まえた分析	
②評価 ・直近の実績値が目標に向けて、改善しているか、悪化したか等を簡潔に記載。		※abcdのいずれかで評価 (aの場合は目標到達の見込み)

領域ごとの評価のとりまとめの例

領域名 ○○○○○

ア. 指標の状況

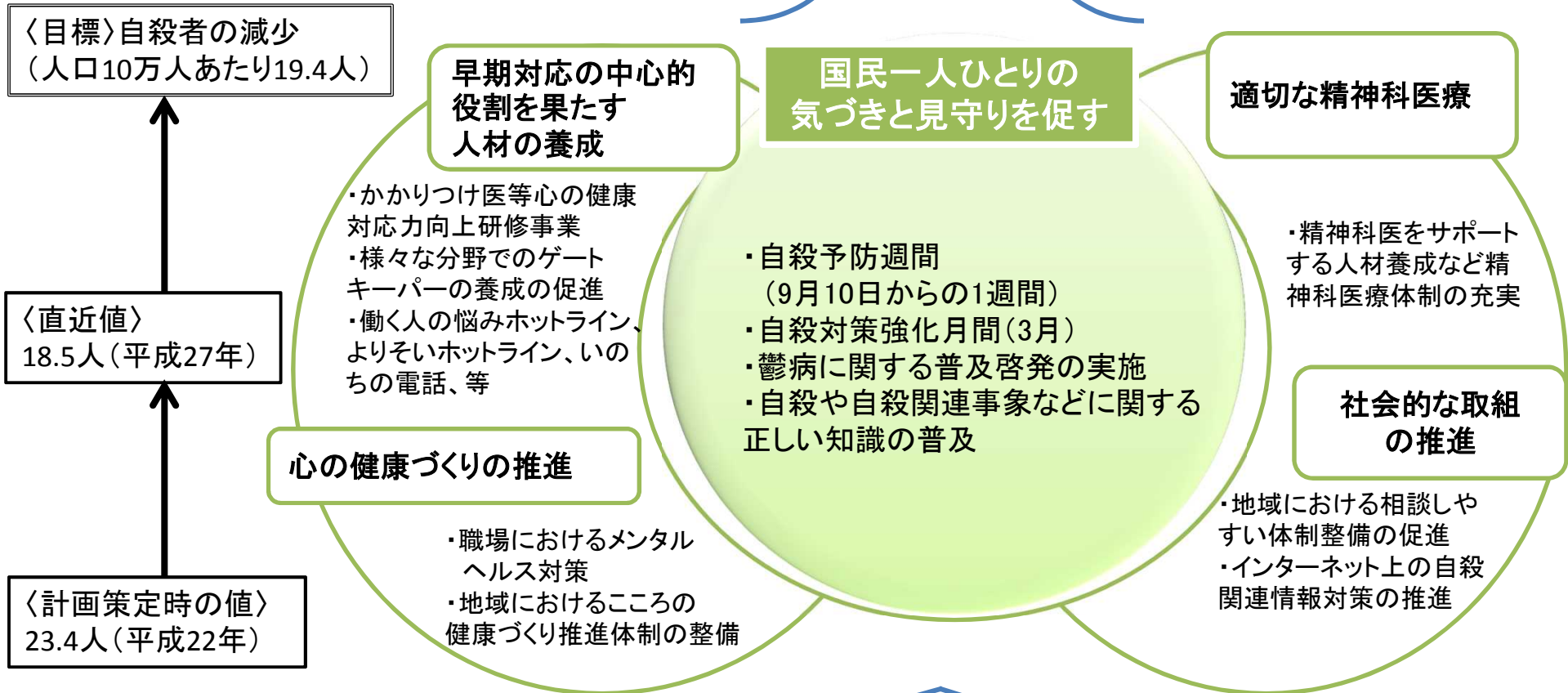
策定時の値と直近値を比較	項目数
a 改善している	
b 変わらない	
c 悪化している	
d 設定した指標又は把握方法が異なるため評価困難	

※指標全体の評価を簡潔に記載。

イ. 関連した取組

ウ. 今後の課題

健やかな心を支える社会づくりの推進



自殺対策基本法(平成18年)、自殺総合対策大綱(平成24年見直し)

社会環境の整備(取組例②)

企業活動を通じた減塩しやすい社会環境づくりの推進

学会等の取組

〈日本高血圧学会〉

- 減塩委員会による普及・啓発(減塩サミットの開催、学会での減塩食品コーナーの設置)
- 適切な減塩食品の情報公開(掲載基準を満たした減塩食品リストの公開)
- 減塩化の推進に成果をあげた製品の表彰(減塩食品アワード)

〈国立循環器病研究センター〉

- 循環器予防のためのかるしおプロジェクト(減塩プロジェクト)の実施
 - ・かるしおレシピの開発
 - ・かるしお認定制度 等

企業の取組

- 減塩食品・減塩メニューの開発、販売(醤油・味噌など調味料、漬物・つくだ煮、ハム・かまぼこ、麺類・パン、総菜など多彩な減塩食品)
- 自発的に低減に取り組む目標の提示(カップ麺で2020年までに現在より15%減塩を目指すといった企業独自の目標を提示)
- 減塩食品のおいしさの追求(味を変えずに減塩を行う工夫、おいしく減塩をスローガンに商品提供)
- 食品中の食塩相当量の表示
- 減塩への理解を促す情報提供

食品企業による食品中の食塩の低減を促進

現状と目標の乖離を解消へ

国、自治体の取組

〈国の取組〉

- 企業連携を主体としたスマート・ライフ・プロジェクトで、食品中の食塩の低減に取り組む企業の登録を実施
- 登録企業数の増加を第3次食育推進基本計画の目標として設定
- 食品の栄養成分表示の義務化(ナトリウムは食塩相当量での表示)※食品表示法H27施行(経過措置期間5年)
- 食生活普及運動(9月)で、「おいしく減塩1日マイナス2g」をテーマに運動展開
- 健康な食事の普及の一環として、事業者等が生活習慣病予防・健康づくりを目的として提供する食事の目安を提示(650kcal未満の場合、1食当たり食塩相当量3g未満)

〈自治体の取組〉

- 中食・外食を通じたヘルシーメニューの提供促進

国民健康・栄養調査の実施

摂取量のモニタリング
(平成22年)成人10.6g → (平成26年)10.0g



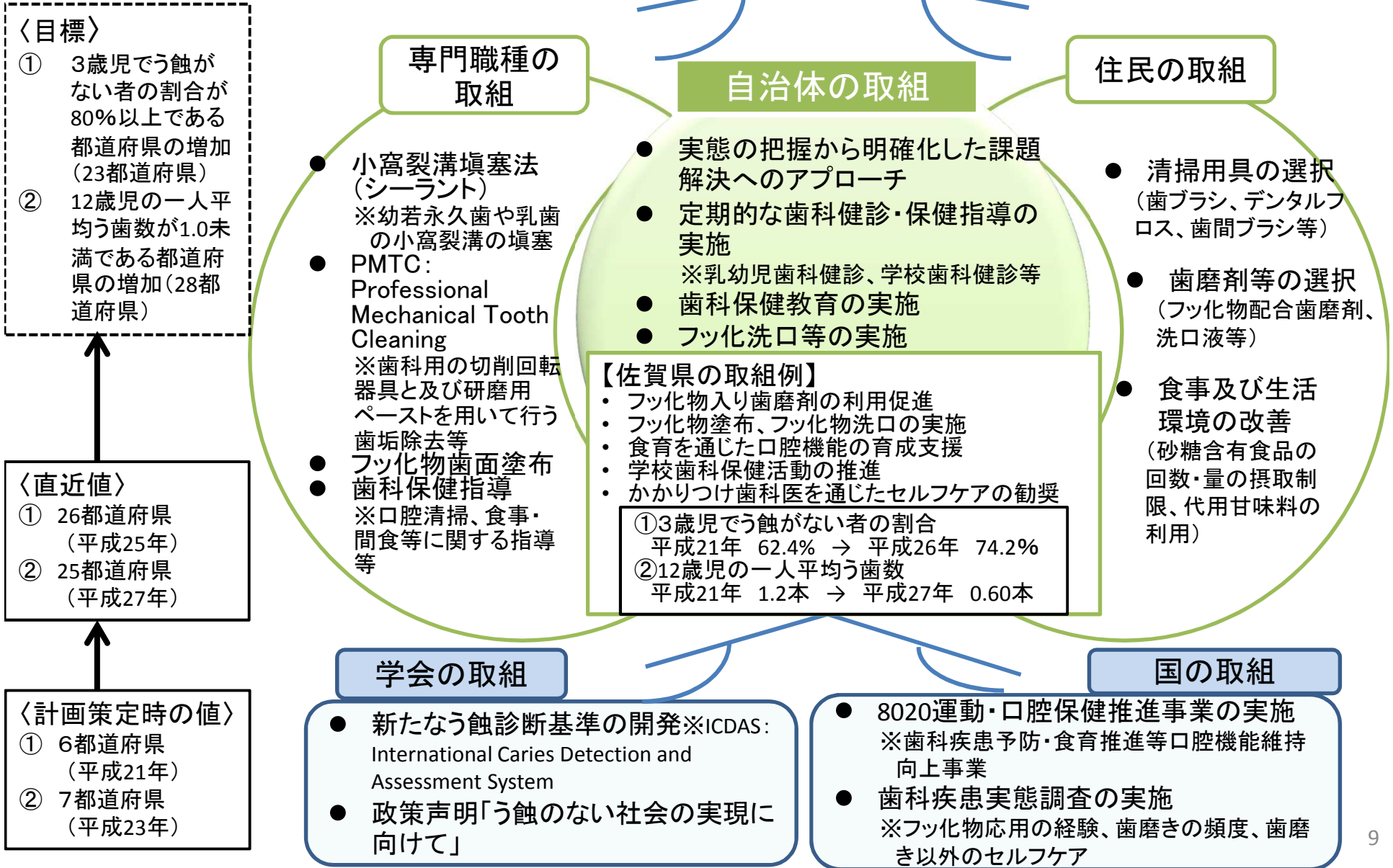
食事摂取基準の改定

2015年版では、高血圧予防の観点から、ナトリウム(食塩相当量)の目標量を低めに変更

〈国の取組〉

社会環境の整備(取組例③)

地域格差の解消を目指したう蝕予防の推進



社会環境の整備(取組例④)

多様な主体(企業や民間団体等)が自発的に健康づくりに取り組む環境づくりの推進

継続的に取り組む 企業数を増やす

■ 企業の参画促進

Smart Life Project参画企業数
平成24年 420社
→ 平成27年 3,010社

■ 「健康寿命をのばそう! サロン」の開催

※参画メンバー間の情報共有・交流の場としての勉強会を開催

優れた活動の奨励・普及

■ 健康寿命をのばそう! アワードの開催

※企業・団体・自治体等の優れた取組活動の奨励・普及を目的とした表彰制度(平成24年度創設、平成28年までに5回開催)

■ 優れた活動内容を公式サイトで紹介

※活動内容をHPで紹介。健康づくりを推進する企業・団体等であることを広くアピールする場の提供。

「健康寿命をのばす」 に関するメッセージと 活動の見える化

普及ツールや情報の提供

■ 各種ポスターの作成・配布 (健康増進普及月間ポスター)



■ 各種啓発ツールの提供(公式サイトからダウンロードして利用) (食生活改善普及運動啓発ツール)



■ 「受動喫煙のない社会を目指して」 ロゴマークを公表



■ 全国各地での 様々なイベント 情報を提供

・イベント、フェア情報を随時提供
・健康増進普及月間の健康増進関連イベントマップ

等

国の取組

- 健康寿命の延伸に向け、幅広い企業連携を主体とした取組として、平成23年2月に「スマート・ライフ・プロジェクト(Smart Life Project)」を開始。
- “健康寿命をのばしましょう”をスローガンに、「運動、食生活、禁煙」で具体的なアクションを呼びかけ。平成27年度からは「健診・検診の受診」を新たに追加。

